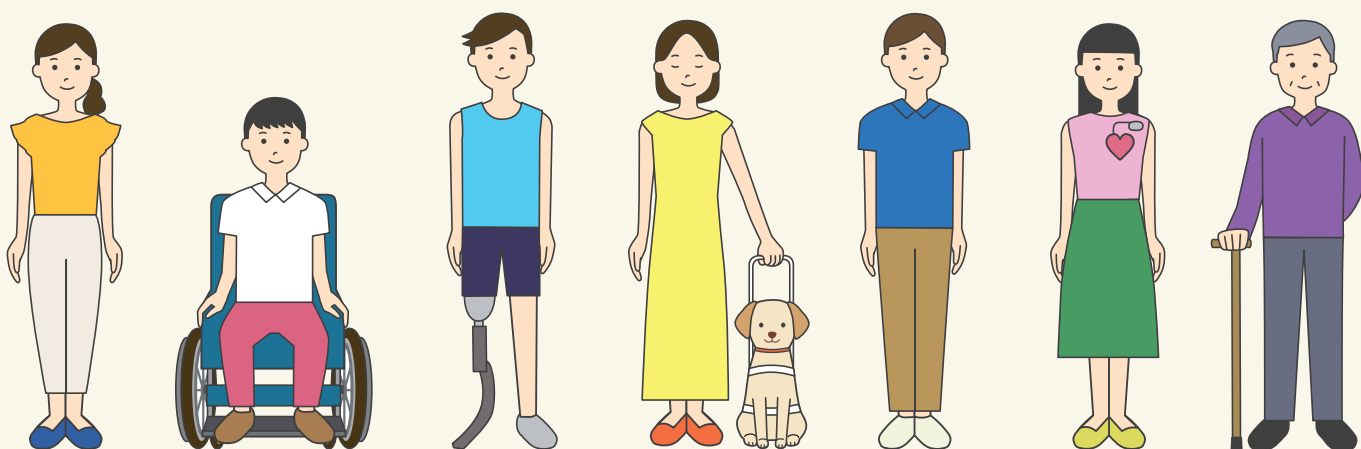


障害のある人もない人も 共に暮らしやすい石川県づくり条例 (共生社会づくり条例)

令和元年10月施行

だれもが暮らしやすい社会を考えよう

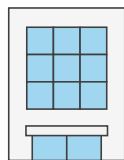
みんなでつくるくらしやすいまち



石川県では、障害を理由とする差別をなくし、障害のある人もない人も日常生活や社会生活で共に支え合いながら共生する社会の実現を目指して、障害のある人もない人も共に暮らしやすい石川県づくり条例(共生社会づくり条例)を制定しました。

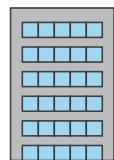
誰もが暮らしやすい社会にするために、県民一人ひとりができることから取り組みましょう。

不当な差別的取扱いの禁止



行政

義務



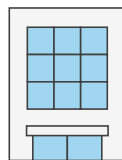
事業者

義務



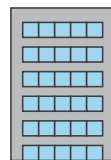
県民

合理的配慮の提供



行政

義務



事業者

義務



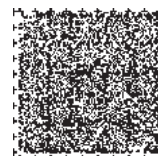
県民

努力義務

令和6年4月から
義務化

石川県

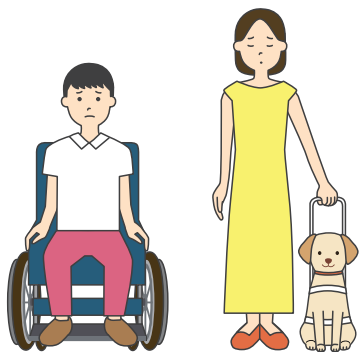
本冊子はUni-Voiceコードを掲載しています。



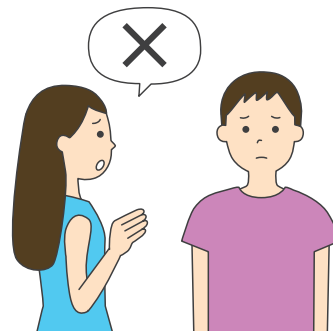
不当な差別的取扱いの禁止

正当な理由なく、障害があることを理由にして、サービスや物の提供を拒否したり、利用を制限したり、障害がない人にはつけないような条件をつけたりするなど、不当な扱いをしてはいけません。

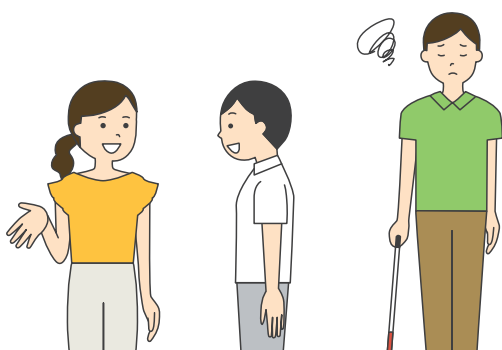
たとえば、このようなことはしてはいけません。



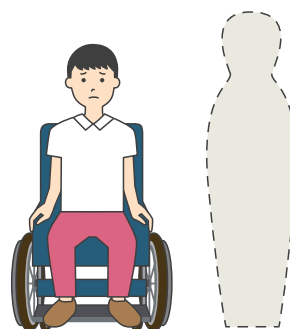
車いすや補助犬を理由に入店(参加)を拒否する。



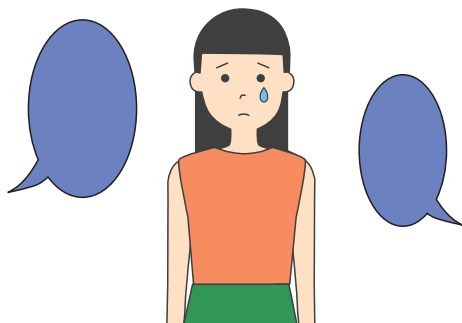
「障害のある人は参加しなくていい」と言う。



障害者への対応を後回しにする。



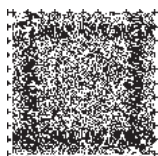
イベントの参加に、保護者(介助者)の付き添いなどの条件をつける。



障害のある人の存在を無視したり、心ない言葉で傷つけたりする。

point

「何かあったら大変だから」、「障害者はこういうことをするから」という声も聞かれますが、「障害者」とひとくくりにはすることは不適切です。できない理由を探すよりも、どうすれば受け入れられるかを前向きに考えてください。もし、正当な理由がある場合は、障害のある人にその理由を説明し、理解を得るように心がけてください。



それぞれの障害の特性や必要な配慮について、ホームページで解説しています。

石川県 共生社会づくり

検索



合理的配慮の提供

障害者から、配慮してほしいという意思の表明があった場合には必要な配慮をしましょう。

たとえば、このような配慮をしましょう。



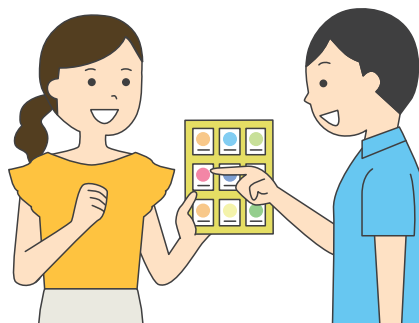
耳が聞こえない人と、手話や筆談でコミュニケーションをとる。



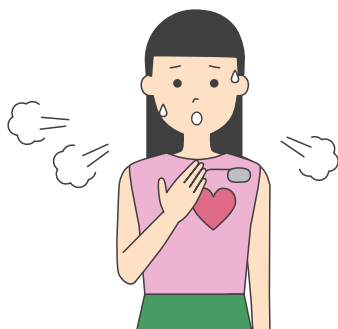
段差で車いすを押す。



目が不自由な人にメニューを読み上げたり、食事の内容や食器の位置を具体的に伝える。



知的障害のある人に、簡単な言葉やイラストを使って説明する。



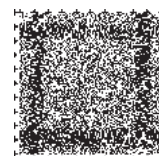
内部障害のため疲れやすい人には、重い荷物を代わりに持ったり席を譲ったりする。



困っている障害者を見かけたら、積極的に声をかけ、支援できることはないか確認することも大切です。

point

目の前の人が何に困っているのか、その人の状況に応じて配慮してください。もし、配慮の負担が重すぎる場合は、代わりの方法も提案しながら、障害のある人にその理由を説明し、理解を得るように心がけてください。



社会的障壁(バリア)とは

障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で、さまざまな困難や妨げとなっているもの・原因をいいます。

物理的なもの	歩道や出入り口の段差や障害物など、利用しにくい施設や設備
制度的なもの	障害があることを理由に資格や免許の取得を制限するような仕組み
慣習によるもの	障害のある人のことを考えていないイベントや行事などのやり方
意識によるもの	障害のある人に偏見を抱いて、一方的に決めつけたり、無視するようなこと

共生社会づくり条例について

制定の趣旨

県民一人ひとりが、支え合いの心により、社会的障壁を取り除くよう努力することで、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

それぞれの責務及び役割

- ① 県・市町の責務 …… 共生社会に向けた施策の推進
- ② 県民・事業者の役割 …… 障害や障害者に対する理解を深める、県や市町の施策への協力
- ③ 障害者の役割 …… 必要な支援などを可能な範囲で周囲に伝える

石川県の基本施策

- ① 普及啓発
- ② 地域コミュニティの環境づくり
- ③ 共に学び合う交流の機会の充実
- ④ 教育の推進
- ⑤ 雇用及び就労の促進
- ⑥ 意思疎通等のための手段の確保
- ⑦ 文化芸術活動の推進
- ⑧ 障害者スポーツの振興



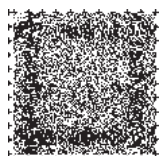
いしかわ共生社会実現シンボルマーク

石川県の共生社会の実現を目指すシンボルマークです。障害のある人もない人もそれぞれの個性を組み合わせ、顔に見立て、笑顔で交わっているイメージを表現しています。



ヘルプマーク

外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、思いやりのある行動をお願いします。



相談先 差別を受けて困っている、障害のある人への配慮の仕方が分からない、などのご相談に応じます。

石川県障害者権利擁護サポートデスク

電話 076-225-1464 FAX 076-225-1429 Mail shofuku2@pref.ishikawa.lg.jp

※お住まいの市町にも相談窓口があります。

発行 石川県健康福祉部障害保健福祉課 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地